

第 135 期 中間決算公告

平成 21 年 12 月 10 日

静岡県静岡市清水区富士見町 2 番 1 号

株式会社 清水銀行

取締役頭取 山田訓史

中間貸借対照表 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	24,200	預 金	1,207,768
コ ー ル ロ ー ン	20,000	借 用 金	300
商 品 有 価 証 券	153	外 国 為 替	10
金 銭 の 信 託	2,507	新 株 予 約 権 付 社 債	5,999
有 価 証 券	267,740	そ の 他 負 債	4,382
貸 出 金	951,473	未 払 法 人 税 等	40
外 国 為 替	341	リ ー ス 債 務	660
そ の 他 資 産	4,426	そ の 他 の 負 債	3,680
有 形 固 定 資 産	19,935	賞 与 引 当 金	503
無 形 固 定 資 産	800	退 職 給 付 引 当 金	2,909
繰 延 税 金 資 産	5,156	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	21
支 払 承 諾 見 返	4,453	支 払 承 諾	4,453
貸 倒 引 当 金	12,045	負債の部合計	1,226,348
		(純資産の部)	
		資 本 金	8,670
		資 本 剰 余 金	5,267
		資 本 準 備 金	5,267
		利 益 剰 余 金	47,294
		利 益 準 備 金	8,670
		そ の 他 利 益 剰 余 金	38,624
		別 途 積 立 金	35,132
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,491
		自 己 株 式	274
		株 主 資 本 合 計	60,957
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,857
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	20
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,836
		純資産の部合計	62,794
資産の部合計	1,289,142	負債及び純資産の部合計	1,289,142

中間損益計算書

平成 21 年 4 月 1 日から

平成 21 年 9 月 30 日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		12,428
資金運用収益	10,198	
(うち貸出金利息)	(9,102)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,056)	
役務取引等収益	1,440	
その他業務収益	345	
その他経常収益	443	
経常費用		10,556
資金調達費用	1,445	
(うち預金利息)	(1,424)	
役務取引等費用	406	
その他業務費用	-	
営業経費	8,525	
その他経常費用	177	
経常利益		1,872
特別利益		1,470
特別損失		3
税引前中間純利益		3,339
法人税、住民税及び事業税		12
法人税等調整額		516
法人税等合計		528
中間純利益		2,811

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	3年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。なお、当中間期末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、引当計上しておりません。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによるおります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによるおります。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によるおります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 129百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,827百万円、延滞債権額は23,098百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,947百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,076百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,950百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,499百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 12,800百万円

現金 52百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,028百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券47,271百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は623百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、241,408百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が241,322百万円あります。

上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高121,280百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 15,418百万円

10. 新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,320百万円であります。

12. 1株当りの純資産額 6,579円15銭

13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）9.71%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、株式等償却110百万円を含んでおります。

2. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益1,462百万円を含んでおります。

3. 1株当たり中間純利益金額 294円54銭

4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 262円08銭

5. 継続的な時価の下落により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	静岡県内	遊休資産1か所	土地	2百万円
合計				2百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	16,000	13,199	2,800
合計	16,000	13,199	2,800

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,108	13,449	341
債券	228,852	231,480	2,628
国債	157,183	158,707	1,523
地方債	6,958	7,067	108
社債	64,710	65,706	996
その他	1,734	1,845	110
合計	243,695	246,775	3,080

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、株式109百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が30%以上50%未満下落した銘柄について、過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等を勘案し、回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,822百万円増加、「繰延税金資産」は723百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,099百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第3者機関が算定した理論価格を行内で検証の上、使用しております。当該理論価格は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額
(平成21年9月30日現在)

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券	-
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	129
その他有価証券	
非上場株式	996
社債	3,320
その他の証券	518

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の 信託	2,507	2,507	-

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3,497	百万円
繰越欠損金	2,884	
退職給付引当金損金不算入額	1,953	
有価証券償却損金不算入額	647	
ソフトウェア等償却超過額	304	
土地評価損損金不算入額	210	
減価償却償却超過額	204	
賞与引当金損金不算入額	199	
役員退職慰労未払金	99	
繰延消費税損金算入限度超過額	62	
その他有価証券評価差額金	292	
その他	210	
繰延税金資産小計	10,568	
評価性引当額	3,558	
繰延税金資産合計	7,009	

繰延税金負債

退職給付信託設定差益	337	
その他有価証券評価差額金	1,515	
繰延税金負債合計	1,853	
繰延税金資産の純額	5,156	百万円

第 135 期 中間決算公告

平成 21 年 12 月 10 日

静岡県静岡市清水区富士見町 2 番 1 号

株式会社 清水銀行

取締役頭取 山田訓史

中間連結貸借対照表 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	24,650	預 金	1,204,067
コ ー ル 口 ー ン	20,000	借 用 金	6,266
商 品 有 価 証 券	153	外 国 為 替	10
金 銭 の 信 託	2,507	新 株 予 約 権 付 社 債	5,999
有 価 証 券	267,728	そ の 他 負 債	7,434
貸 出 金	945,555	賞 与 引 当 金	551
外 国 為 替	341	退 職 給 付 引 当 金	2,988
リース債権及びリース投資資産	9,650	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	87
そ の 他 資 産	7,315	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	21
有 形 固 定 資 産	22,336	支 払 承 諾	4,453
無 形 固 定 資 産	961	負債の部合計	1,231,880
繰 延 税 金 資 産	5,772	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	4,453	資 本 金	8,670
貸 倒 引 当 金	13,613	資 本 剰 余 金	5,272
		利 益 剰 余 金	47,872
		自 己 株 式	274
		株主資本合計	61,541
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,862
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	20
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,841
		少 数 株 主 持 分	2,551
		純資産の部合計	65,933
資産の部合計	1,297,813	負債及び純資産の部合計	1,297,813

中間連結損益計算書

平成 21 年 4 月 1 日から
平成 21 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	15,120
資金運用収益	10,204
(うち貸出金利息)	(9,108)
(うち有価証券利息配当金)	(1,055)
役務取引等収益	4,126
その他業務収益	345
その他経常収益	444
経常費用	13,156
資金調達費用	1,484
(うち預金利息)	(1,422)
役務取引等費用	2,745
その他業務費用	0
営業経費	8,738
その他経常費用	187
経常利益	1,963
特別利益	1,356
特別損失	4
税金等調整前中間純利益	3,316
法人税、住民税及び事業税	35
法人税等調整額	497
法人税等合計	532
少数株主損失	14
中間純利益	2,798

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 9 社

会社名

清水ビジネスサービス株式会社
清水銀キャリアップ株式会社
清水総合メンテナンス株式会社
清水総合リース株式会社
清水信用保証株式会社
清水総合コンピュータサービス株式会社
清水カードサービス株式会社
清水ジェーシービーカード株式会社
株式会社清水地域経済研究センター

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 9 社

署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。なお、当中間連結会計期間末において、支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため、引当計上しておりません。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等9社については、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計

士協会業種別監査委員会報告第 25 号) に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,186百万円、延滞債権額は23,286百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,947百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,080百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,501百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,499百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	12,800百万円
現金	52百万円
リース債権及びリース投資資産	8,117百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,028百万円
借入金	5,966百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券47,271百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は623百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、249,895百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が249,809百万円あります。上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高121,280百万円が含まれております。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられ

ております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 8．有形固定資産の減価償却累計額 15,719百万円
- 9．新株予約権付社債5,999百万円は劣後特約付社債であります。
- 10．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,320百万円であります。
- 11．1株当たりの純資産額 6,640円78銭
- 12．銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 10.08%

（中間連結損益計算書関係）

- 1．「その他経常費用」には、株式等償却110百万円を含んでおります。
- 2．「特別利益」には、貸倒引当金戻入益1,347百万円を含んでおります。
- 3．1株当たり中間純利益金額 293円22銭
- 4．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 260円90銭
- 5．継続的な時価の下落により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
遊休資産	静岡県内	遊休資産1か所	土地	2百万円
合計				2百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（有価証券関係）

- 1．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	16,000	13,199	2,800
合計	16,000	13,199	2,800

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	13,138	13,529	391
債 券	228,852	231,480	2,628
国 債	157,183	158,707	1,523
地方債	6,958	7,067	108
社 債	64,710	65,706	996
その他	1,734	1,845	110
合 計	243,725	246,855	3,130

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式109百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が30%以上50%未満下落した銘柄について、過去の一定期間における時価の推移ならびに当該発行会社の業績等を勘案し、回復する見込みがあると判断された銘柄以外のものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,822百万円増加、「繰延税金資産」は723百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,099百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第3者機関が算定した理論価格を行内で検証の上、使用しております。当該理論価格は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額
(平成21年9月30日現在)

内容	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	-
その他有価証券	
非上場株式	1,033
社債	3,320
その他の証券	518

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の 信託	2,507	2,507	-